

報道機関各位

令和5年（2023年）8月29日（火）10時00分配付

タイトル	食中毒警報（第10号）の発令について								
配付資料	FAX 送信票								
内容 （目的・趣旨）	<p>本日、最高気温が28℃以上となることが予想されるとともに、気温の高い状態が続く可能性が高いため、岩内保健所（後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室）は、食中毒警報（第10号）を発令しました。</p> <p>（資料：警報発令基準①に該当）</p> <p>食中毒警報は、食中毒の発生しやすい気象条件になったときなどに、一般家庭や食品関係業者等に対して、食品衛生に関する十分な注意を呼びかけるものです。</p> <p>発令日時 令和5年（2023年）8月29日（火） 10時00分 解除日時 令和5年（2023年）9月5日（火） 10時00分</p> <p>発令区域 岩内保健所（後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室）管内 4町村（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）一円</p>								
参考									
報道解禁	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<table border="1"> <tr> <td>テレビ・ラジオ・インターネット</td> <td>月 日（ ）</td> <td>時以降</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>月 日（ ）</td> <td>刊以降</td> </tr> </table>	テレビ・ラジオ・インターネット	月 日（ ）	時以降	新聞	月 日（ ）	刊以降	
テレビ・ラジオ・インターネット	月 日（ ）	時以降							
新聞	月 日（ ）	刊以降							
報道（取材）に 当たってのお願い									
他のクラブとの 同時発表	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり								
担当窓口	後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室生活衛生課 生活衛生課長 菅原 邦人 〒045-0022 北海道岩内郡岩内町字清住252-1 TEL 0135-62-1537 FAX 0135-63-0898								

FAX送信票

食中毒警報発令のお知らせ

令和5年(2023年)8月29日 午前 10 時 00 分

北海道岩内保健所

(北海道後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室)

本日、次のとおり食中毒警報第 10 号を発令したので、食中毒防止の啓発をお願いします。

記

1 食中毒警報の内容

発令番号	第 10 号	
発令日時	令和5年(2023年)8月29日(火)午前10時00分	継続時間
解除予定日時	令和5年(2023年)9月5日(火)午前10時00分	168 時間
発令区域	岩内保健所管内(共和町、岩内町、泊村、神恵内村)一円	
発令基準	①	

○ 警報発令基準

- ① 最高気温28℃以上が予想される場合
- ② 前2日間のそれぞれの日最低気温が20℃以上で、かつ、湿度が85%以上の場合
- ③ 前2日間のそれぞれの日平均気温が23℃以上で、かつ、湿度が85%以上の場合
- ④ その他警報発令者が特に必要と認める場合

2 食中毒警報の発令時の注意事項

- ① 食品は、冷蔵庫に入れるなど低温で保存すること。
- ② 消費期限を確認し、期限内に消費すること。
- ③ 冷蔵庫や冷凍庫の詰めすぎに注意すること。
- ④ 調理前、食事前、用便後は石けんで手を洗い、消毒すること。
- ⑤ 魚介類などの生鮮食品は、できるだけ早く調理し、早めに食べること。
- ⑥ 加熱調理する食品は、中心部までしっかり加熱すること。
- ⑦ 調理を中断するときは、室温に放置せず、冷蔵庫に入れること。
- ⑧ ふきんやまな板等の調理器具は、よく洗って乾燥させること。
- ⑨ 調理場は整理整頓し、常に清潔な状態にすること。
- ⑩ 食品に少しでも異変や不安を感じたら、食べずに捨てること。

お問合せ先：生活衛生課主査(食品保健)

TEL：0135-62-1537

FAX：0135-63-0898